

認知症高齢者グループホーム整備促進事業の財産処分の制限について

認知症高齢者グループホーム整備促進事業（以下、「事業」という。）の補助金の交付を受けて取得し、又は効用を増加した財産については、財産処分の制限期間を経過するまでは事業の目的通りに使用していただくことが必要です。

しかしながら、やむを得ない事情で事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認が必要となりますので、必ず事前に所在の区市町村にご相談ください。

※財産処分の制限期間

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に準拠（事業補助要綱 別記1 補助条件1 2）

※財産処分の承認基準

補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号）

1 土地・建物に対する抵当権の設定

事業審査要領に定められているとおり、事業の安定的な継続に支障が生じるおそれがある権利設定は認められていません。ただし、当該施設整備に要した費用に係る抵当権については設定することができますが、審査会の際に認められた「借入金」の額が上限となります。なお、根抵当権の設定については、禁止されています。

2 財産処分に該当する主な事例

（オーナー創設・改修型）

- ・個人オーナーが自ら代表を務める会社に所有権を移転させる。
- ・法人オーナーが別の法人に所有権を譲渡する。

（事業者創設・改修型）

- ・建物所有権及びグループホーム事業を別法人等に譲渡する。
- ・グループホーム事業は継続するが、建物所有権は別法人等に譲渡する。
- ・合併等により建物を所有する法人が変更になる。

（その他）

- ・グループホームを移転し、元の建物をグループホーム以外の事業目的で使用する。
- ・グループホームの設備の一部をグループホーム以外の事業目的で使用する。

※以下の事例は財産処分には該当しません。

- ・個人オーナーの死去による相続で所有者が変更になる。
- ・グループホームの運営事業者が変更になる。（オーナー型）
- ・グループホーム事業は別法人に譲渡するが、建物所有権は譲渡しない。
- ・グループホームの倉庫を会議室に変更する場合等

地域密着型サービス等整備推進事業についても、財産処分の考え方は基本的に同じです。